

# 第22回 農業委員会総会議事録

平成28年4月28日開会

中標津町農業委員会

平成28年4月28日、第22回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- 1番 和 泉 光 広
- 2番 後藤田 宏 幸
- 3番 高 橋 正 一
- 4番 赤波江 信 二
- 5番 佐 野 弥奈美
- 6番 國 光 達 男
- 7番 小 林 亨
- 8番 飯 島 浩
- 9番 中 村 正 生
- 10番 笠 原 康 博
- 11番 氏 家 康 夫
- 12番 杉 本 公 也
- 13番 本 田 信 幸
- 16番 金 刺 健四郎
- 17番 安 田 稔
- 18番 戸 田 重 勝

本日欠席した委員

- 14番 本 田 芳 明
- 15番 纒 坂 尚 久

付議した案件

- (イ) 議案第110号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ロ) 議案第111号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第112号 現況証明願いについて
- (ニ) 議案第113号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 議案第114号 農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について
- (ヘ) 報告第62号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事務局 長	奥山 正行
庶務係 長	桐島 秀一
農地係 長	佐久間 照雄
係	本田 文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は、16名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第22回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
11番、氏家 康夫 委員。  
18番、戸田 重勝 委員。  
以上、2名を指名致します。  
日程2「会務報告」を、事務局長から報告致します。

事務局長 3月23日の総会以降につきまして会務報告をいたします。  
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。  
3月24日、平成27年度第11回常任会議員会議に会長出席予定でしたが、千歳便欠航のため欠席しております。  
3月30日、役場301号会議室で中標津町都市計画審議会が開催され、委員として会長が出席しております。  
4月13日役場202号会議室におきまして中標津町農業振興協議会が開催され、農家住宅、後継者住宅の建築のための、農用地区域からの除外が2件、TMRセンター、牛舎及びラグーンの設置のための農業用施設用地への変更が2件あり申請通り承認されております。会長、会長代理、事務局長が出席しております。

次に、平成28年度根室地方農業委員会連合会定期総会、平成28年度根室地方農業者年金協議会総会、並びに平成28年度第1回地区別農業委員会会長・事務局長会議が4月14日、根室市ホテル海陽亭で開催され、会長、会長代理、事務局長、庶務係長が出席しております。

根室地方農業委員会連合会定期総会の議事では、平成27年度の事業報告、決算報告、監査報告、平成28年度の事業計画、予算等審議し承認されたところであります。

引き続き根室地方農業者年金協議会定期総会では平成27年度の事業報告、決算報告、監査報告、平成28年度の事業計画及び予算を審議し決定をみたところであります。

総会終了後、北海道農業会議が主催の平成28年度第1回地区別農業委員会会長・事務局長会議が開催され、主催者として農業会議 佐久間専務理事、水尻技師が出席され行われました。

協議事項としまして平成29年度農業・農業委員会関係予算並びに政策要望に向けた検討について、5月26日に東京で行われる、北海道選出国會議員に対する陳情要請集会における要請事項として、「TPPに関する要望」「企業の農地取得拡大阻止と国会決議に基づいた農地法新法の適用を求める要望」「平成29年度農業政策・予算に関する要望」の原案が示され検討しております。

つづけて、「一般社団法人北海道農業会議の役員を選任と常設審議委員の選任」について、説明を受け協議したところであります。

次に4月18日午前10時から、平成28年中標津町議会第1回臨時会が開催され、一般会計補正予算、国民健康保険税条例等の一部改正について審議し、可決されております。会長が出席しております。

4月19日から22日までの農業委員道外視察研修では、委員16名が参加し新潟市ニューフードバレー推進課等を訪問し研修を行っております。

最後に、4月25日に札幌市にて平成28年度第1回常設審議員会議が開催され、審議員として会長が出席しております。以上会務報告といたします。

議長 以上で、会務報告を終わります。  
日程3、議案第110号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。  
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。  
…………… (〇〇委員退席後) ……………  
議案第110号(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 上程になりました議案第110号「農地法第3条の規定による許可申請について(1)」について説明致します。3ページをお開きください。  
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番地〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 32,064 m<sup>2</sup>ほか4筆、

合計、畑 344,991 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再度後継者へ使用貸借するもの。借主、再度使用貸借を受けて農業経営を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 28 年 4 月 28 日から平成 38 年 4 月 27 日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、後継者へ使用貸借していた農地について、期間満了となったため、再度、使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

議案第 110 号(1) について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

…………… (〇〇委員着席後) ……………

〇〇委員に申し上げます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 4、議案第 111 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第 111 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

(1) について説明いたします。6 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、原野、現況、畑、面積、10,605 m<sup>2</sup>の内 3,545 m<sup>2</sup>ほか 2 筆、合計、畑 13,777 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由、砂利採取のため。4、転用の期間、平成 28 年 5 月 20 日から平成 29 年 5 月 19 日まで。5、権利の種類、使用貸借権。6、採取量、砂利 14,561 m<sup>3</sup>。7、最大切深 6.0m。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。

申請地については、平成27年の採取地に隣接した農地であり、今回の申請面積は13,777㎡となっております。

平成28年4月11日、第1地区推進班にて現地調査の結果、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は農地の段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 議案第111号(2)について説明いたします。8ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町○○○○番地○○、○○○○。

借主、中標津町○○○○番地○○、有限会社○○○○ 代表取締役 ○○○○。

2、許可を受けようとする土地の表示。○○○○番○○。公簿、畑、現況、畑、面積、48,799㎡の内7,874.25㎡。3、許可を受けようとする事由、農業用施設建設のため。4、転用の期間、平成28年5月17日から永年。5、権利の種類、使用貸借権。6、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、農業用施設建設のため申請があったものです。

経営規模拡大のため、搾乳牛舎及びラグーンの建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用し建設するものであります。申請面積については12,992.63㎡となっております。

平成28年4月27日、第5地区推進班による現地調査の結果、申請地については作業道路、農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、意見聴取致します。

日程5、議案第112号「現況証明願いについて」を上程致します。

ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。

…………… (〇〇委員退席後) ……………

議案第112号(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました、議案第112号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。11ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積532㎡、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。字豊岡1391番9、公簿、畑、面積3,018㎡、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、地目変更登記のため。

4、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

住宅建設するにあたり分筆した土地について、公簿が畑で現況が原野となっていた土地を地目変更するものです。

なお、申請地は農業振興地域の農用地区域に該当していたため、農振除外申請中があります。

平成27年12月8日、第3地区推進班で事前確認した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。

…………… (〇〇委員着席後) ……………

〇〇委員に申し上げます。

本案は原案のとおり、可決されました。

日程6、議案第113号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

なお、本案件につきましては、(1)から(11)と、(12)の2回に分けて審議を致します。(1)から(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第113号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)～(3)について説明いたします。

14ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積38,930㎡ほか16筆。合計、畑286,650㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年5月1日から平成29年4月30日まで。6、価格、年993,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

17ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積103,490㎡。利用状況、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年5月1日から平成33年4月30日まで。6、価格、年360,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営形態、畑作。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(3)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。19ページをお開きください。

(3) 借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇1、公簿畑、現況畑、面積32,455㎡ほか1筆。合計、畑48,773㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年5月1日から平成33年4月30日まで。6、価格、年180,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この2件の案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各



要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) から (3) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4) から (9) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第113号(4)～(9)について説明いたします。

21ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積24,553㎡ほか16筆。計、畑173,705.11㎡、採草放牧地14,324㎡、合計188,029.11㎡。利用状況、牧草畑。

3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年5月1日から平成33年4月30日まで。6、価格、年645,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、別紙のとおりです。

なお、(5)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。24ページをお開きください。

(5) 借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積42,932㎡ほか1筆。合計、畑46,895㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年5月1日から平成28年12月31日まで。6、価格、年178,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

この2件の案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。26ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇町〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積93,874㎡ほか3筆。合計、畑180,967㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、

期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年5月1日から平成33年4月30日まで。6、価格、年666,500円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

なお(7)から(9)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。28ページをお開きください。

(7)借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積49,981㎡ほか3筆。合計、畑196,815㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年5月1日から平成33年4月30日まで。6、価格、年759,300円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。30ページをお開きください。

(8)借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積47,127㎡の内27,120㎡ほか1筆。合計、畑75,000㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年5月1日から平成33年4月30日まで。6、価格、年277,500円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。32ページをお開きください。

(9)借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇有限会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積32,958㎡ほか7筆。合計、畑172,562㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年5月1日から平成33年4月30日まで。6、価格、年611,400円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。この4件の案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)から(9)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(10)と(11)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第113号(10)(11)について説明いたします。  
35ページをお開きください。

(10)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地、根室生産農業協同組合連合会 代表理事会長 高橋勝義。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積77,490㎡ほか1筆。合計、畑126,966㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年5月1日から平成29年4月30日まで。6、価格、年132,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(11)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。37ページをお開きください

(11)借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積61,535㎡の内48,000㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年5月1日から平成29年4月30日まで。6、価格、年50,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この2件の案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(10)と(11)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第113号(1)から(11)について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり可決されました。  
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。  
…………… (〇〇委員退席後) ……………  
議案第113号(12)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第113号(12)について説明いたします。39ページをお開きください。  
(12)1、当事者の住所、氏名、年令。  
譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積9,251㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、近隣農家に譲渡するもの。譲受人、譲渡を受け経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、342,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。  
本案件につきましては、〇〇氏より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。  
別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(12)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
…………… (〇〇委員着席後) ……………  
〇〇委員に申し上げます。  
本案は原案のとおり可決されました。  
日程7、議案第114号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。  
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。  
…………… (〇〇委員退席後) ……………

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第114号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。42ページをお開きください。  
平成27年度分といたしまして、農事組合法人〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、12件の提出がありました。  
平成28年3月25日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農業生産法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本件は承認されました。  
…………… (〇〇委員着席後) ……………  
〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり承認されました。  
日程8、報告第62号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。  
内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第62号「農業経営改善計画認定について」、事務局よりご説明致します。議案の45ページをお開きください。  
今回につきましては、平成28年3月16日付けで、認定のあった1件について記載しております。新規認定者は1件。  
以上報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第22回総会を閉会致します。  
ご苦労さまでした。  
(閉会 14時30分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年4月28日

会 長 安 田 稔

11番 氏 家 康 夫

18番 戸 田 重 勝